

賃貸借契約書

長崎県知事 大石 賢吾 (以下「甲」という。) と、
(以下「乙」という。) とは、基幹システム用銀行伝送サーバ等機器及びソフトウェアの賃貸借及び保守 (以下「装置等」という。) に関し、次のとおり契約を締結する。

(装置等)

第1条 乙は、その所有する装置等を甲に賃貸し、甲は、これを賃借する。

2 装置等の内容、数量は別紙1「要求仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおりとする。

3 装置等の構成、保守、その他の要件については、仕様書のとおりとする。

(納入及び調整)

第2条 装置等の設置場所は、仕様書のとおりとする。

2 乙は、納入、据付及び調整を行い、装置等を完全に使用できる状態で甲に引き渡すものとする。

3 装置等の納入に必要な荷造費、運送費、梱包材処分費、据付費及び現地調整に要する費用については、乙の負担とする。

(賃貸借の期間)

第3条 この賃貸借期間は、令和7年11月1日から令和12年10月31日までとする。

(賃貸借料)

第4条 装置等の賃貸借料は、金 円うち消費税及び地方消費税 円
とする。ただし、この契約が月の途中で解除された場合におけるその月の賃貸借料は、日割計算によって算定した額とする。

2 各会計年度の支払限度額は、次のとおりとする。

令和7年度	円 (うち消費税及び地方消費税	円)
令和8年度	円 (うち消費税及び地方消費税	円)
令和9年度	円 (うち消費税及び地方消費税	円)
令和10年度	円 (うち消費税及び地方消費税	円)
令和11年度	円 (うち消費税及び地方消費税	円)
令和12年度	円 (うち消費税及び地方消費税	円)

(契約保証金)

第5条 甲は、乙が納付すべき契約保証金は、金 円とする。

(※免除の場合は、「甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。」と記載する。)

(賃貸借料の支払い)

第6条 乙は賃貸借料として、当該1カ月分 (円) をその翌月に甲に請求し、甲は適法な請求書を受理してから30日以内に乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 甲の対価の支払いによる弁済の効力は、長崎県財務会計事務電子計算処理要領に基づき、甲が支払いを予定している日の2日前(「長崎県の休日」を定める条例)に規定する休日を除く。)の財務会計端末機の運用時間終了時に審査済入力を行っているものについて、生じるものとする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、引き渡された成果物(引渡しを要しない場合にあつては、甲が完了確認をした業務(無

形目的物)をいう。以下同じ。)が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し成果物の修補、代替物の引渡し(引渡しを要しない場合にあつては、代替の業務(無形目的物)の実施をいう。)又は不足分の引渡し(引渡しを要しない場合にあつては、不足分の業務(無形目的物)の実施をいう。)による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて賃貸借料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに賃貸借料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項又は第3項の規定は、引き渡された成果物の契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)が甲の提供した材料の性質又は甲の与えた指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

5 甲は、引き渡された成果物に関し、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)であるときは、当該不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、履行の追完の請求、損害賠償の請求、賃貸借料の減額の請求及び契約の解除をすることはできない。ただし、乙が甲に成果物を引き渡した時(引渡しを要しない場合にあつては、甲が業務の完了確認をした時)において、その不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(甲の任意解除権)

第9条 甲は、業務が完了するまでの間は、次条又は第11条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限内に装置等の納入を完了しないとき又は納入期限経過後相当の期間内に装置等の納入を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要することなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 装置等の納入を完了することができないことが明らかであるとき。
- (2) 乙が装置等の納入完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第14条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、甲は前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第12条 第10条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

第13条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、この契約を即時解除することができる。

2 甲が、前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。

4 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(乙の催告による解除権)

第14条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第16条 甲は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、甲が利益を受ける可分な成果物がある場合は、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既済部分（引渡しを要しない場合にあつては、甲が利益を受けるものとして完了確認をした業務の既済部分をいう。）に相応する賃貸借料を乙に支払わなければならない。

2 甲は、業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 賃貸借期間の開始日までに装置を納入できないとき。
- (2) 賃貸借期間の終了日まで装置等を賃貸しないとき。
- (3) 引き渡された装置等に契約不適合があるとき。
- (4) 第10条又は第11条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、代金（第11条第2項の規定により契約の一部が解除された場合にあっては、当該解除によって未納となった装置等の代金）の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第10条又は第11条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、甲は、その履行遅滞の日数に応じ、代金に対し契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額（100円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）を乙に請求することができるものとする。

6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第18条 業務の履行において第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙の損害賠償請求等)

第19条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 第14条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 甲の責めに帰すべき事由により、第6条の規定による貸借料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につきその遅延日数に応じ、契約締結日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(再委託の禁止)

第20条 乙は、本契約に基づく作業（保守等）を第三者に委託してはならない。ただし、事前に書面により甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(譲渡又は転貸の禁止)

第22条 甲は、乙の承諾がなければ、この契約により生じる貸借権を譲渡し、または装置等を転貸してはならない。

(装置等の譲渡時の措置)

第23条 乙は、この契約期間中に装置等を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得たうえ甲がこの契約と同一条件で装置等を使用できるよう措置するものとする。

(装置等の移転)

第24条 甲は、装置等を第2条に規定する設置場所から他の場所へ移転する必要があるときは、あらかじめ乙に通知するものとする。この場合の装置等の移転に要する費用は、甲の負担とする。

(装置等の現状変更)

第25条 甲は、装置等の一部に他の機械を取付ける必要があるとき、又は、その一部を変更し、改造しようとするときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

(事故の通知)

第26条 甲は、装置等に事故が発生したときは、乙に通知するものとする。

(装置等の保守)

第27条 乙は、装置等が正常に作動するよう保守の責任を負うものとする。

2 装置等に障害が発生した場合は、乙は、甲の要求により速やかに技術員を派遣して必要な措置を講ずるものとする。

3 装置等の保守に要する費用は、乙の負担とする。

(保険)

第28条 乙は、装置等に保険を付保するものとし、その費用は乙の負担とする。

(管理義務)

第29条 甲は、装置等を善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。

(装置等の返還)

第30条 甲は、貸借期間の満了又は契約の解除によって装置等を乙に返還するものとし、その場合は、装置を現状に回復して返還するものとする。ただし、納品後に甲が賃借物に新たに追加及び変更した設定については、この限りではなく、追加及び変更した設定を消去することなく返還できるものとする。また、前記以外についても、甲乙の協議により、現状のままで返還することができることを妨げるものではない。

2 装置等の返還に要する費用は、乙の負担とする。

(データの消去)

第31条 乙は、賃貸借期間の満了又は契約の解除の際には、甲の指定する方法により保存されたデータを消去し、その結果を書面にて甲に報告すること。

2 データの消去に要する費用は、乙の負担とする。

(指導及び監督)

第32条 甲は、この契約事項の実施について、随時に指導及び監督を行うことができる。

(協議)

第33条 この契約書に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の定めるところによるものとし、この規則及びこの契約書に定めのない事項で約定する必要が生じたとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 大石 賢吾 印

乙
印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な取得)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事業所内からの個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、乙の事業所の外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。
- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(業務に従事している者への周知)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(管理・実施体制)

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制及び実施体制を確保して業務に従事させなければならない。ただし、この契約により取り扱う個人情報が特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)に該当する場合は、乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者(以下「従事者等」という。)を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

(従事者等に対する教育)

第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

(特記事項の遵守状況の報告)

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について甲に対して随時又は定期的に報告しなければならない。

(検査)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時検査することができる。

(事故報告)

第15 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(派遣労働者の利用時の措置)

第16 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第17 甲は、乙がこの特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(個人情報の取扱いに関する罰則)

第18 この契約による業務に関し、当該業務に従事している者又は従事していた者が、法第8章に規定される行為を行った場合は、当該業務に従事している者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき罰則が科せられる。

(特定個人情報の取扱いに関する罰則)

第19 この契約による業務に関し、個人番号利用事務（番号法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。）又は個人番号関係事務（番号法第2条第12項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。）に従事する者又は従事していた者が、番号法第9章に規定される行為を行った場合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき、罰則が科せられる。

契約書第7条第2項の用語の説明

〈審査済入力〉

支払いをするために出納員が審査・決裁したものを端末機に登録すること。

〈端末機の運用時間〉

出納員等が端末機へ入力することができる時間のこと。

